

## No. 2 若葉台一団地の住宅施設の変更に関する案件概要

### 議第 1308 号 横浜国際港都建設計画一団地の住宅施設の変更

名 称		若葉台一団地の住宅施設	
位 置	新	旭区上川井町、若葉台一丁目、若葉台二丁目、若葉台三丁目及び若葉台四丁目並びに緑区霧が丘六丁目及び三保町 地内	
	旧	旭区上川井町、若葉台一丁目、若葉台二丁目、若葉台三丁目及び若葉台四丁目並びに緑区霧が丘六丁目及び三保町	
面 積		約 89.6ha	
住 宅 の 予 定 戸 数	高 層	約 6,350 戸	
	中 層	約 200 戸	
	低 層	—	
	計	約 6,550 戸	

	新	旧
公共施設 その他の	排水方式は分流式とし、雨水は帷子川に放流し、汚水は都筑 水再生センターにて処理する。 バスプール 1 か所 (約 0.5ha) を設ける。	排水方式は分流式とし、雨水は帷子川に放流し、汚水は都筑 下水処理場にて処理する。 バスプール 1 か所 (約 0.5ha)、消防出張所 1 か所 (約 0.1ha) 及び巡査派出所 1 か所 (約 0.02ha) を設ける。
公益的施設	<p>1 学校等：学校 (幼稚園を除く。)、図書館その他これらに類するものを計画図に示す位置に配置するとともに、C' 街区及びD' 街区に適宜配置する。</p> <p>2 教育文化施設：計画図に示す位置に配置する。</p> <p>3 幼稚園等：幼稚園及び保育所等を計画図に示す位置に配置するとともに、センター地区、C' 街区、D' 街区及びE街区に適宜配置する。</p> <p>4 医療施設：病院を計画図に示す位置に配置するとともに、病院及び診療所をセンター地区、A' 街区、B' 街区、C' 街区及びD' 街区に適宜配置する。</p> <p>5 福祉施設：老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するものを計画図に示す位置に配置するとともに、センター地区、A' 街区、B' 街区、C' 街区、D' 街区及びE街区に適宜配置する。</p> <p>6 学童保育施設等：学童保育施設、学習塾等をセンター地区、A' 街区、B' 街区、D' 街区及びE街区に適宜配置する。</p>	<p>学校は、小学校 1 校 (約 2.0ha)、中学校 1 校 (約 2.8ha)、中学校・高等学校 1 校 (約 1.8ha) 及び特別支援学校 1 校 (約 1.9ha) を設ける。幼稚園及び保育所を住区内に 4 か所 (約 0.98ha) 配置し、集会所 17 か所を住棟内に配置する。</p> <p>購買施設、管理事務所及び駐車場施設等を 1 か所に集約してセンター地区 (約 5.8ha) を設ける。小規模店舗 2 か所をセンター地区から遠距離地点に配置する。</p> <p>医療施設として総合病院 1 か所 (約 0.7ha) を設け、診療所 4 か所を住棟内に配置する。</p> <p>老人福祉施設として老人デイサービスセンター (約 0.17ha) を設ける。有料老人ホーム (約 0.22ha) を設ける。</p> <p>教育文化施設 (約 2.7ha) を設ける。</p>

<p>7 店舗等：店舗、飲食店その他これらに類するものを、センター地区、A' 街区、B'' 街区及びD'' 街区に適宜配置する。</p>	
<p>8 その他の施設：事務所、住宅施設の管理事務所、駐車場施設等をセンター地区に適宜配置する。 住宅施設の集会所を区域内に適宜配置する。 消防出張所及び巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物を計画図に示す位置に配置するとともに、区域内に適宜配置する。</p>	

表外

<p>新</p>	<p>「区域、建築物の <u>建蔽率</u> の限度、建築物の <u>容積率</u> の限度並びに公共施設、公益的施設及び住宅の配置の方針は計画図表示のとおり」</p>
<p>旧</p>	<p>「区域、建築物の <u>建築面積の敷地面積に対する割合</u> の限度、建築物の <u>延べ面積の敷地面積に対する割合</u> の限度並びに公共施設、公益的施設及び住宅の配置の方針は計画図表示のとおり」</p>

(内容)

横浜市都市計画マスタープラン旭区プランでは、まちづくりの方針「魅力と活力の方針」の中で、持続可能なコミュニティの形成として、「若葉台団地においては、専門家や公的機関と協働したまちづくりに取り組むため、目標を共有し、将来にわたり団地の魅力を向上させることで、子育て世代の流入促進及び地域の活性化を図ります。」としています。

こうした中、若葉台団地を将来にわたって選ばれ続けるまちとして持続させること等を目的として、地域活動団体、学識経験者及び行政等で構成するマスタープラン策定委員会において、まちづくりの検討が重ねられ、平成 29 年 3 月に「横浜若葉台みらいづくりプラン (マスタープラン)」が策定されました。

そこで、少子高齢化等に伴う新たな土地利用のニーズに対応し、持続可能な住宅団地として維持・発展させていくため、若葉台一団地の住宅施設の公益的施設の配置の方針等を変更します。また、これに併せて所要の改正等を行います。